

| | |
|---|--|
|  <p>とやま 生衛だより</p> <p>第76号</p> | <p>●発行所</p> <p>富山市赤江町1番7号 (公財)富山県生活衛生営業指導センター TEL: 076-442-0285 FAX: 076-444-1977 E-mail: toyamacenter@seiei.or.jp ホームページ: http://www.seiei.or.jp/toyama/</p> |
|---|--|

生活衛生業界功労者表彰受章 (賞) おめでとうございます

永年にわたり業界の発展と向上に貢献された方々が受章 (賞) されました。
心からお祝い申し上げます。今後益々のご活躍を祈念申し上げます。(敬称略)

◎厚生労働大臣表彰

今井 修 (美容業組合 常任理事) 内田 信也 (社交飲食組合 理事長)
(中央推薦)
瀧上 紀美 (中華料理組合 副理事長)

◎全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

黒梅 美重 (美容業組合 常任理事) 瀧 平八郎 (中華料理組合 理事長)
中谷 健太郎 (公衆浴場業組合 理事長) 扇 浦 学 (料理業組合 専務理事)

◎富山県功労表彰

木下 莊司 (ホテル・旅館業組合 副理事長)
関 清嗣 (クリーニング組合 常任理事)
田近 和浩 (理容組合 常任理事)



令和2年度生衛業功労者表彰式について

例年開催しております富山県生活衛生同業組合連合会主催による生衛業功労者表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とさせていただきます。

指導センターからの営業相談室のご案内

生衛業のお店のための 相談室



経営・資金の借入等の相談

相談室では経営指導員が、次のような相談に応じます。

- 衛生・経営・労務など経営全般にわたる相談
- お店の新築・改修・増改築や設備更新などの融資相談
- 消費者からの苦情相談
- その他 困ったことや知りたいことなど相談ください。

■受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）10:00～12:00 13:00～16:00

税理士、中小企業診断士、 弁護士などの専門家による相談（無料）

お店の経営の健全化、税務申告、各種トラブルなどについて、専門家による相談指導を行っていますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談はすべて無料です。ご利用をご希望される方は、事前に当センターまでお問い合わせください。

■予約受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）10:00～12:00 13:00～16:00

日本政策金融公庫の生活衛生融資のご案内

【一般貸付（設備資金）】

店舗の新築・改修、設備の更新や導入等をお考えの方で、生活衛生関係営業を営む方が対象。500万円超の場合は、**都道府県知事の推薦書が必要**になります。

なお、推薦書は当指導センター理事長が発行します。

【振興事業貸付（設備資金、運転資金）】

振興事業計画が認定された組合の組合員の方が対象。

標準営業約款登録者である、担保を提供する、事業計画を作成するなど、条件によって**固定低利**での利用が可能になります。

【生活衛生改善貸付（設備資金、運転資金）】

小規模事業者であって生活衛生同業組合などから経営指導を受けている方が対象。特徴としては、**無担保・無保証、固定低利**で、各組合の理事長が推薦する利用しやすい融資制度です。審査は各組合の経営特別相談員が行い、融資推薦書を作成します。

なお、審査及び融資推薦書の作成は、各組合からの依頼により、当指導センターの経営指導員が作成することもできます。

まずは、各組合の経営特別相談員または事務局並びに当指導センター経営指導員にお気軽にご相談ください。

後継者育成支援事業として出前講座を実施しました!!

令和2年8月21日(金)後継者育成支援事業の一環として高岡向陵高等学校に於いて、ホテル・旅館業と美容業についての出前講座を実施しました。

講師は、宇奈月温泉ホテル黒部 代表取締役 中島勝喜先生と富山県理容美容専門学校の高桑哲先生にお願いし、「仕事について」の講話や実技指導を行っていただきました。参加した生徒からは大変好評でした。

ご協力頂きました、中島先生、高桑先生はじめ富山県理容美容専門学校の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

●●●●●●●●●●●●●●●● ホテル・旅館業の出前授業の様子 ●●●●●●●●●●●●●●●●



●●●●●●●●●●●●●●●● 美容業の出前授業の様子 ●●●●●●●●●●●●●●●●



理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店の皆様
消費者のお店選びの目安となる「Sマーク」制度に登録しましょう。

標準営業約款 (Sマーク)



厚生労働大臣認可



| 区分 | 手数料 | 標識代等 | 計 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 新規登録 (3年有効) | 6,600円 | 3,300円 | 9,900円 |
| 再登録 (5年有効) | 2,360円 | 1,300円 | 3,660円 |

Sマーク登録店は、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業している店です。

このSマークを店頭に表示しているお店なら安全 (Safety)・安心 (Standard)・清潔 (Sanitation) を約束する3つの「S」が保証され、消費者の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた保証も受けられます。さらに、日本政策金融公庫の貸付制度の特別利率が適用され、通常の利率よりも低利で利用できます。

詳しい内容は、指導センターホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う取り組み

1. 専門家相談

中小企業診断士、税理士が各種給付金・助成金等の申請サポートを行います。なお、相談をご希望の方は事前に電話予約が必要になります。

2. 融資相談

日本政策金融公庫の新型コロナウイルス関連の以下の融資制度を活用した融資相談を経営指導員が行っています。

【生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付】 運転資金・設備資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近1カ月の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
2. 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高（業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方

【新型コロナ関連】 生活衛生改善貸付】 運転資金・設備資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方

(注) 上記融資制度は融資後3年間「適用金利-0.9%」となります。また、一部の対象者については、「適用利率-0.9%」の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子となります。

新型コロナウイルス支援ポータルサイトのご案内

飲食店、理容店、美容店、クリーニング店、
旅館ホテル、興行、銭湯、
食肉・食鳥肉・氷雪販売店のみなさまへ

新型コロナウイルス 支援ポータルサイト を開設しました

どういう
助成金・補助金が
あるの？

もらう・かりる等
使える支援制度を
ご紹介します

感染を
拡げないためには
何をしたらいいの？

お店・事業所における
感染防止対策をご紹介します

どこに相談したら
いいの？

そんなお困りの際の
各担当窓口を
ご紹介します



せいせい支援ポータルサイト



<https://www.seiei-shien.jp/>



もらう・かりる 使える支援制度

雇用調整助成金・持続化給付金・家賃支援給付金・小規模事業者持続化補助金・日本政策金融公庫の融資制度・都道府県別支援制度等各種支援制度をご紹介します。



すぐ知りたい事に
アクセスするための
情報を集約しました。

関連動画

関連サイト
紹介

申請書式



感染拡大防止対策

感染拡大防止の基本パンフレット、業種別ガイドライン・チェックシートで感染対策状況をご確認ください。

対策用 POP を掲載しています。感染防止対策にご活用ください。



業種ごとに対策が異なりますので、
各業種に沿ったガイドラインや
チェックシートをお役立てください。

業種別のガイドライン

各業種別の
チェックシート



ご相談窓口

都道府県別相談窓口へ直接お問い合わせ頂けます。
何でもお困りのことをまずはご連絡ください。
業種別ご相談事例も掲載しています。



GoToキャンペーン

Go To トラベル・Go To イートの事業者様向け
情報をご紹介します。